

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和7年6月16日

分任支出負担行為担当官
小名浜港湾事務所長 新田 邦彦

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 小名浜港湾事務所情報機器作業従事職員健診業務（電子調達対象案件）
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和8年3月24日まで
- (4) 履 行 場 所 仕様書のとおり
- (5) 電子調達システムの利用
本件は、電子調達システムで行う対象案件である。電子調達システムによりがたい場合は、紙により見積書を提出すること。

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
- (5) 見積依頼書及び仕様書等を下記4.により、当局から直接手渡し若しくは電子メールで交付を受けた者、郵送の希望を申し出て交付を受けた者又は電子調達システムから直接ダウンロードにより交付を受けた者であること。

3. 問合せ先

〒971-8101
福島県いわき市小名浜字栄町65
国土交通省 東北地方整備局 小名浜港湾事務所 品質管理課 吉岡
電話番号：0246-53-7101
メールアドレス：pa.thr-onahama-hin@ki.mlit.go.jp
※メールにより連絡をした場合には、その旨を提出先に電話連絡すること。

4. 仕様書等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間
別表のとおり
- (2) 配布場所
 - 1) 紙媒体による配布場所 : 上記3. に同じ
 - 2) 電子調達システムのURL : <https://www.p-portal.go.jp/>

5. 仕様に関する質問の提出方法、期間及び場所

(1) 提出方法

電子調達システム又は持参、郵送若しくは電子メールにより提出するものとする。

(2) 提出期間

別表のとおり

(3) 提出場所

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1) 紙媒体による提出場所 | 上記3. に同じ |
| 2) 電子メールによる提出場所 | 上記3. メールアドレスに同じ |
| 3) 電子調達システムによる提出場所 | 上記4. (2) 2) のURLに同じ |

6. 見積書の提出方法、期間及び場所

(1) 提出方法

電子調達システム又は持参、郵送若しくは信書の送達により提出するものとする。

(2) 提出期間

別表のとおり

(3) 提出場所

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1) 紙媒体による提出場所 | 上記3. に同じ |
| 2) 電子調達システムによる提出場所 | 上記4. (2) 2) のURLに同じ |

7. 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時

別表のとおり

(2) 場所

上記3. に同じ

(3) 見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

8. 見積方法等

(1) 見積書には調達に要する一切の費用の合計金額を記載すること。なお、調達項目毎の価格のほか、配送費等の諸経費、消費税及び地方消費税額の項目別の内訳を記載すること。

ただし、電子調達システムによる場合は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載し、契約の相手方に決定した後、当所が求める場合は速やかに内訳書を提出すること。

(2) 「東北地方整備局小名浜港湾事務所オープンカウンター方式試行実施要領」第6条に該当する見積りは無効とする。

9. 契約の相手方の決定方法

(1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、当所に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。

(2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。なお、くじ引きに参加できない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(3) 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するほか、当所ホームページ上で公表する。

(<https://www.pa.thr.mlit.go.jp/onahama/index.html>)

10. 契約保証金の納付 免除

11. 契約書の作成又は請書の提出の要否 不要

12. その他

- (1) 当所の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (2) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (3) 詳細は、「東北地方整備局小名浜港湾事務所オープンカウンター方式試行実施要領」及び仕様書並びに見積依頼書による。

以 上

別 表

見積合わせ手続きに係る期限等

4. (1) 仕様書等の配布期間	令和7年6月16日(月)から令和7年6月30日(月)までの 8時30分から17時15分まで (土曜・日曜及び祝日を除く。)
5. (2) 仕様に関する 質問の提出期間	令和7年6月16日(月)から令和7年6月20日(金)までの 8時30分から17時15分まで (土曜・日曜及び祝日を除く。)
6. (2) 見積書の提出期間	令和7年6月24日(火)から令和7年6月30日(月)までの 8時30分から17時15分まで (土曜・日曜及び祝日を除く。)
7. (1) 見積合わせの日時	令和7年7月1日(火) 9時00分